

国立大学法人東京農工大学外来生物安全管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項(図書館を除く)及び第11条第1項にいう本学における組織及び施設をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>、第6条第1項(図書館を除く)及び第11条第1項にいう本学における組織及び施設をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。